

# 株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地

**株式会社 クワン**

代表取締役社長 多田野 宏一

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時25分までに到着するようご送付の程お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1  
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- 
- ◎ 当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載し、ご提供いたしております。
    - ①事業報告 業務の適正を確保するための体制  
(内部統制システム構築の基本方針)
    - ②事業報告 株式会社の支配に関する基本方針
    - ③連結計算書類 注記
    - ④計算書類 注記
  - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tadano.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

##### (1) 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な利益還元を継続することを基本に、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定し、同時に、財務体質の健全性を維持するために内部留保の充実にも取り組むこととしております。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、業績及び今後の経営環境を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきます。存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額381,012,216円

なお、中間配当を見送らせていただいておりますので、年間配当金は前期よりも5円減額の1株につき3円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月27日（月曜日）

##### (2) その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

固定資産圧縮積立金 4,619,688円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,619,688円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役を2名増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者

※印は新任候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	た だ の 多 田 野 宏 一 (昭和29年7月3日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 昭和63年6月 当社入社 平成3年6月 社長室長 平成9年1月 ファウン GmbH 取締役社長 平成9年6月 取締役 平成11年4月 取締役、執行役員常務 平成13年4月 取締役、執行役員専務 平成14年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役社長 平成23年4月 代表取締役社長、開発部門統括 (現任)	244,000株
2	す ず ぎ だ し 鈴 木 正 (昭和28年1月5日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成9年7月 海外事業部長 平成11年4月 執行役員、海外事業部長 平成13年6月 取締役、執行役員、海外事業部長 平成14年4月 取締役、執行役員常務 平成15年6月 取締役、執行役員専務 平成23年4月 取締役、執行役員専務、CS部門・国内営業部門・海外営業部門・欧州事業部門・米州事業部門統括、営業統括部門担当 (現任)	92,000株
3	お お や ぶ し ゅ う じ 大 藪 修 二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年10月 人事部長 平成11年4月 経営企画室部長 (人事・総務担当) 平成12年4月 執行役員、経営企画室部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部部长 平成15年6月 執行役員、企画管理部部长 平成17年6月 取締役、執行役員常務 平成23年4月 取締役、執行役員常務、生産部門・購買部門・品質安全部門・中国事業部門統括、企画管理部門担当 (現任)	77,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ おく やま たまき 奥 山 環 (昭和29年5月10日生)	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 設計第一部長 平成16年1月 ファウン GmbH 取締役 平成20年4月 執行役員、生産技術部長 平成23年4月 執行役員常務、生産部門・購買部門担当、志度工場長 (現任)	29,000株
5	※ にし よういちろう 西 陽一郎 (昭和31年2月24日生)	昭和51年4月 ヤンマーディーゼル株式会社 (現：ヤンマー株式会社) 入社 平成17年4月 同社開発本部トラクタ開発部 第1技術部部长 平成19年1月 ヤンマー農機株式会社トラクタ 事業本部開発部第3開発グ ループ部長 平成20年6月 同社トラクタ事業本部開発部 製品技術部長 平成20年9月 当社入社 平成21年1月 開発企画部長 平成21年4月 執行役員、開発部門担当、開 発企画部長 平成23年4月 執行役員常務、開発部門担当 (現任)	7,000株
6	い とう のぶ ひこ 伊 藤 伸 彦 (昭和22年2月5日生)	昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社 平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック 株式会社入社 平成11年1月 GE 横河メディカルシステム 株式会社代表取締役社長 平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会 社 (現：AIG エジソン生命 保険株式会社) 代表取締役社 長兼 CEO 平成16年1月 GEキャピタルリーシング株式 会社代表取締役社長兼 CEO 平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック 株式会社代表取締役社長兼 CEO 平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧 問 (現任) 平成20年2月 NIS グループ株式会社取締役 平成20年6月 当社取締役 (現任) 平成22年6月 コニカミノルタホールディング ス株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) TPG キャピタル株式会社顧問、コニカミノ ルタホールディングス株式会社社外取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	よしだ やすゆき 吉田 康之 (昭和22年8月23日生)	昭和46年4月 株式会社三菱総合研究所入社 平成14年10月 同社参与 平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員 平成20年1月 同社常務理事、上席研究員 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成21年3月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長 平成23年3月 同社退任	13,000株

(注) 1. 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊藤伸彦、吉田康之の両氏は社外取締役の候補者であります。

また、両氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。

3. 社外取締役候補者選任理由

伊藤伸彦氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また企業経営に関する豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

吉田康之氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、またシンクタンクで培った豊富な知識と経験を当社経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者伊藤伸彦、吉田康之の両氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 宇川悦栄氏が本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、第66回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

#### 監査役候補者

※印は新任候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ こ だま よし ひと 児 玉 義 人 (昭和27年8月9日生)	昭和50年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 平成16年2月 株式会社セシール入社 平成16年3月 同社専務執行役員、管理本部長 平成17年3月 同社専務取締役、管理本部長兼業務本部長 平成18年4月 当社入社 平成19年6月 執行役員、企画管理部門担当補佐、企画管理部部長 平成21年4月 執行役員、企画管理部門担当、企画管理部部長 平成22年4月 執行役員常務、企画管理部門担当、企画管理部部長 平成23年4月 当社顧問（現任）	10,000株

(注) 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件

当社は、平成20年5月8日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）を導入し、同年6月24日開催の当社第60回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。原対応方針の有効期間は、上記定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、原対応方針は、本総会の終結の時をもって有効期間が終了することになります。

原対応方針の導入後、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の改正の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、原対応方針の有効期間終了に先立ち、平成23年5月19日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を引き続き維持することを確認したうえで、本総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、下記のとおり原対応方針を一部変更したうえで、継続して導入することを決定いたしました（当該変更後の対応方針を以下「本対応方針」といいます。）。

なお、原対応方針の一部変更・本対応方針の継続は、当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により承認されたものであり、また、かかる当社取締役会には、社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、原対応方針の一部変更・本対応方針の継続について株主の皆様のご意思を最大限に反映させるべく、当社定款第16条に基づき、下記のとおり、原対応方針の一部変更・本対応方針の継続についてご承認をお願いするものであります。なお、本議案につき株主の皆様のご承認を得られなかった場合は、本対応方針は継続されないものとし、原対応方針についても本総会終結の時ににおいて有効期間の満了により廃止されるものとし、原対応方針から見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

① 大規模買付者に対する情報提供要請期間の長期化防止

大規模買付者に情報提供を求める期間がいたずらに引き延ばされ、大規模買付ルール of の迅速な運用が阻害されないよう、情報提供要請期間に原則として60日の上限を設けました。

② 大規模買付者に対する必要範囲を超える情報提供要請の制限

大規模買付者に提供を求める情報については、株主の皆様のご判断及び取締役会の意見形成に必要なかつ十分な範囲に限定することを明記しました。

③ 対抗措置発動要件の限定

当社取締役会の決議によって対抗措置を発動するための要件について、具体的要件を限定するとともに、対抗措置の発動を決議する際の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重する旨をより明確にしました。

④ 対抗措置の発動の中止又は撤回に関する整理

対抗措置の発動の中止又は撤回により投資家の皆様が多額の損害を被る事態を回避するため、対抗措置の発動に係る権利落ち日の前営業日以降においては、対抗措置としての新株予約権無償割当てを中止又は撤回しないことを明確にしました。

⑤ 法令改正にともなう所要の修正等

金融商品取引法改正、株券電子化等の関係法令の整備・変更にともなう所要の修正及びその文言の整理等を行いました。

なお、平成23年3月末日時点での当社の大株主の状況は別紙1に記載のとおりです。また、当社は平成23年5月19日現在、当社株式の大規模買付行為に関する具体的提案を受けていないことを申し添えます。

## 記

### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。なお、当該基本方針の内容及びその実現に資する特別な取組みの内容については、株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.tadano.co.jp/company/ir/newsrelease/index.html>）に掲載しております平成23年5月19日付「当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続について」をご参照ください。当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

### 2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針においては、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株式の買付行為等、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株式の買付行為等（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付行為等の方法を問いません。このような買付行為等を以下「大規模買付行為等」といいます。）を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対

して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、以下に記載のとおり、当社株式の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

（注１）特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。別段の定めがない限り以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、並びに、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下同じとします。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

（注２）議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、（注１）の①に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。以下同じとします。）、又は、
- ② 特定株主グループが、（注１）の②に記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）の合計をいいます。  
各議決権割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定

の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則（その概要は別紙2に記載のとおりです。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。）の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものとします。独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙4「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

#### 4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値・株主の皆様の共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、概要、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為等が開始される、というものです。

##### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

##### ① 大規模買付者及びその概要

- (i) 名称及び所在地
- (ii) 会社等の目的及び事業の内容

- (iii) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要
  - (iv) 設立準拠法
  - (v) 代表者の氏名
  - (vi) 国内連絡先
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注3）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

（注3）重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

## (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日（注4）（初日不算入）以内に、適宜必要に応じて外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下同じとします。）の助言を得ながら、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評

価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト（以下「当初提供情報リスト」といいます。）を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を日本語で提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます（当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。）。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図るべく、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者に対して情報提供を要請する都度、当該情報提供の回答期限を設定する場合があります。また、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、かかる要請を受けて大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）については、当初提供情報リストの大規模買付者への発送日から起算して60日間を上限として設定します。そして、情報提供要請期間が上限に達して満了した時は、例え必要情報が十分に揃っていない状況であっても、情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、速やかに取締役会における評価を開始します。ただし、大規模買付者からの延長要請が合理的な理由に基づく場合には、必要に応じて30日間を上限に情報提供要請期間を延長することができるものとします。一方、情報提供要請期間が満了する前であっても、必要情報が揃ったと当社取締役会が判断した場合には、情報提供要請期間を終了し、取締役会における評価を開始するものとします。

なお、以下の①から⑧までの項目は、原則として当初提供情報リストに含まれるものとしますが、提供していただく当該大規模買付情報の具体的な内容及び範囲は、当社取締役会が、当該大規模買付行為等の内容及び態様に照らして、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と合理的に判断する内容及び範囲に限定されます（追加で提供していただくべき情報の内容及び範囲については、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで判断するものとします。）。また、大規模買付者が大規模買付情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者並びにファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性（法令上必要となる許認可等の取得を含みます。）、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑥ 大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針
- ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する意向表明書を受領した場合、その事実を株主の皆様公表いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報（提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。）は、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断したときは、その旨を公表いたします。

(注4) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、情報提供要請期間が満了又は終了した後、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、次の①又は②の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。

- ① 対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下同じとします。）による大規模買付行為等の場合には最長60日間
- ② ①以外の大規模買付行為等の場合は最長90日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行われていないと判断した場合には、最長30日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとします。そして、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に公表いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後にのみ、大規模買付行為等を開始することができるものとします。

(4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受け、取締役会評価期間内に、上記4.(3)に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記5.(1)、又は(2)に記載の①から⑤までのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、当社取締役会に勧告します。なお、独立委員会は、大規模買付者に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができます。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。また、当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記4.(4)に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置を発動するか否かについて決定します。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

5. 大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為等の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為等が以下の要件のいずれかに該当し、一定の対抗措置の発動を決議することが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、下記5.(3)に記載の新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を決議することがあります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合には、その具体的な買付条件・方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当該大規模買付行為等を当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値・当社の株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は決議しません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為等を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為等が、例えば以下の①から⑤までのいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害を与える等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っていると思われる場合（いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合）

- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。）

また、上記の例外的な対抗措置の発動を決議する際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、必要に応じ外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容及び態様や、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

### (3) 対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の当該新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は別紙3「本新株予約権の概要」に記載のとおりです。

### (4) 対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が新株予約権無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は撤回に関する決議を行った場合には、新株予約権無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては、新株予約権無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に新株予約権無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、新株予約権無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するに当たっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとします。

## 6. 本対応方針の有効期間、継続、変更及び廃止について

本対応方針は、本総会終結の時から発効することとし、有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更又は廃止されるものとし、当社取締役会はその旨を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会の決議による本対応方針の変更又は廃止は、関係法令・規則等の改正・整備等を踏まえ、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本総会における本対応方針の承認決議の趣旨に反しない範囲でなされる場合に限ります。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響

### (1) 本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記5.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等

に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置の発動を決議することがありますが、株主の皆様（対抗措置発動の対象となった大規模買付者その他一定の者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面においての格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所の上場規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、新株予約権無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であっても、上記5.(4)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の理由により、本権利落日の前々営業日までにおいては新株予約権無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落日の前営業日以降においては、新株予約権無償割当てを中止又は撤回することはありません。

- (3) 新株予約権無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得にもなって株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙3「本新株予約権の概要」8.に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## 8. 対抗措置発動に当たって株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙3の概要に従って新株予約権無償割当てを行った場合、及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様におかれましては、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されますので、新株予約権無償割当てについての申込みの手続等は不要です。
- ② 本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に本新株予約権を行使し、一定の金額の払込み

を行っていただく必要があります。なお、当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。

ただし、当社が本新株予約権を取得する際に、大規模買付者その他一定の者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

## 9. その他

- (1) 本対応方針は、平成23年5月19日開催の当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により承認されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。
- (2) 当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

## 別紙 1

## 当社の大株主の状況

(平成23年3月末日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,456 <sup>千株</sup>	9.0 <sup>%</sup>
日本生命保険相互会社	7,801	6.1
株式会社みずほ銀行	6,246	4.9
株式会社百十四銀行	6,171	4.8
資産管理サービス信託銀行株式会社	5,426	4.2
明治安田生命保険相互会社	4,013	3.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,367	2.6
第一生命保険株式会社	3,216	2.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,028	2.3
多田野 弘	2,876	2.2
計	53,602	42.2

- (注) 1. 発行済株式の総数(自己株式除く)の10分の1以上の数の株式を保有する大株主はおりません。
2. 持株比率は、自己株式2,496,283株を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、すべて当該各社の信託業務に係る株式であります。
4. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口13千株を含んでおります。
5. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口8千株を含んでおります。

(ご参考)

- ①発行可能株式総数 400,000,000株
- ②発行済株式の総数 129,500,355株
- ③株主数 9,534名

※発行済株式の総数には、自己株式2,496,283株を含んでおります。

以上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役又は③社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後、最初に開催される当社取締役会の終結の時又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他止むを得ない事情がある場合は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
- (2) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
- (3) 本対応方針の変更及び廃止
- (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式の総数（ただし、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当てを行う。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

## 7. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、①特定大量保有者（注5）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注6）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注7）（これらの者を総称して、以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。）を定めることができるものとする。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

(注5) 特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注6) 特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注7) ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。）をいう。

以上

独立委員会委員の略歴

氏 名：伊藤 伸彦

生年月日：昭和22年2月5日生

【略歴】

昭和46年7月 エクソン化学ジャパン入社

平成元年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社

平成11年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社代表取締役社長

平成14年9月 GE エジソン生命保険株式会社（現：AIG エジソン生命保  
険株式会社）代表取締役社長兼 CEO

平成16年1月 GE キャピタルリーシング株式会社代表取締役社長兼 CEO

平成17年2月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役社長兼  
CEO

平成20年1月 TPG キャピタル株式会社顧問（現任）

平成20年2月 NIS グループ株式会社取締役

平成20年6月 当社取締役（現任）

平成22年6月 コニカミノルタホールディングス株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

TPG キャピタル株式会社顧問、コニカミノルタホールディングス株式会  
社社外取締役

※ 伊藤伸彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会において社外取  
締役として再任予定であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券  
取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特  
別の利害関係はありません。

氏 名：吉田 康之

生年月日：昭和22年 8 月23日生

【略歴】

昭和46年 4 月 株式会社三菱総合研究所入社

平成14年10月 同社参与

平成19年10月 株式会社日建設計総合研究所入社、上席研究員

平成20年 1 月 同社常務理事、上席研究員

平成20年 6 月 当社取締役（現任）

平成21年 3 月 株式会社日建設計総合研究所取締役、常務理事、副所長

平成23年 3 月 同社退任

※ 吉田康之氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会において社外取締役として再任予定であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：三宅 雄一郎

生年月日：昭和22年 8 月 8 日生

【略歴】

昭和47年 4 月 弁護士登録（現在に至る）

昭和47年 4 月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

平成20年 6 月 当社監査役（現任）

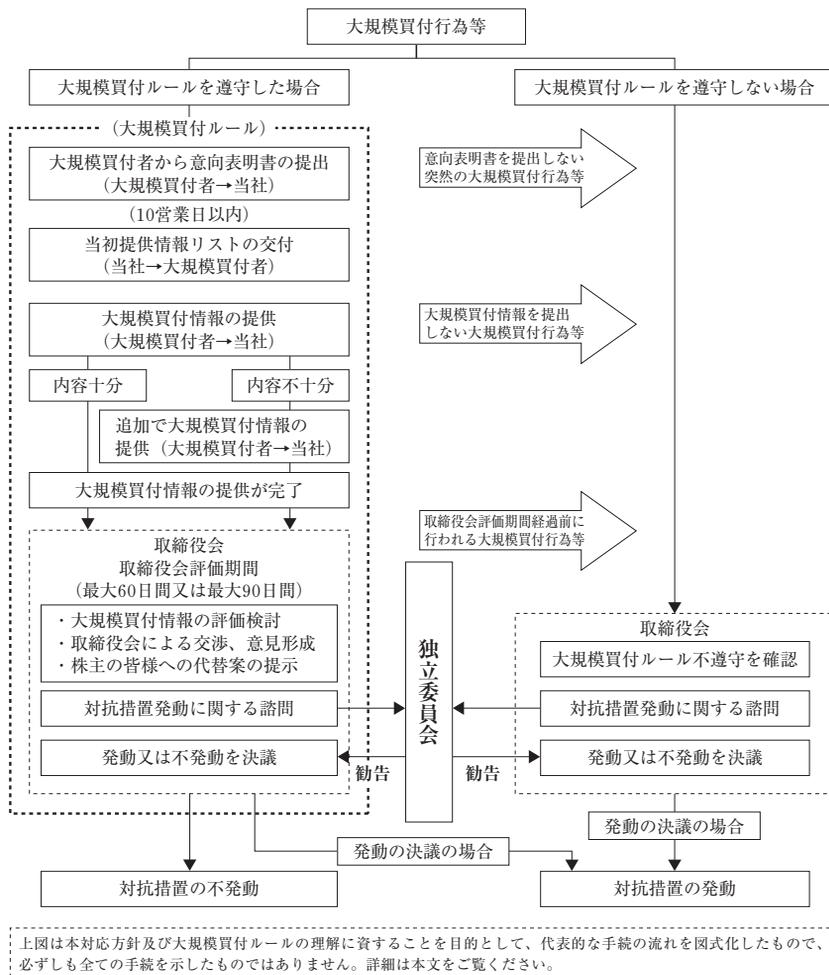
（重要な兼職の状況）

弁護士（三宅法律事務所代表）

※ 三宅雄一郎氏は、現在、当社の社外監査役であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（フローチャート図）



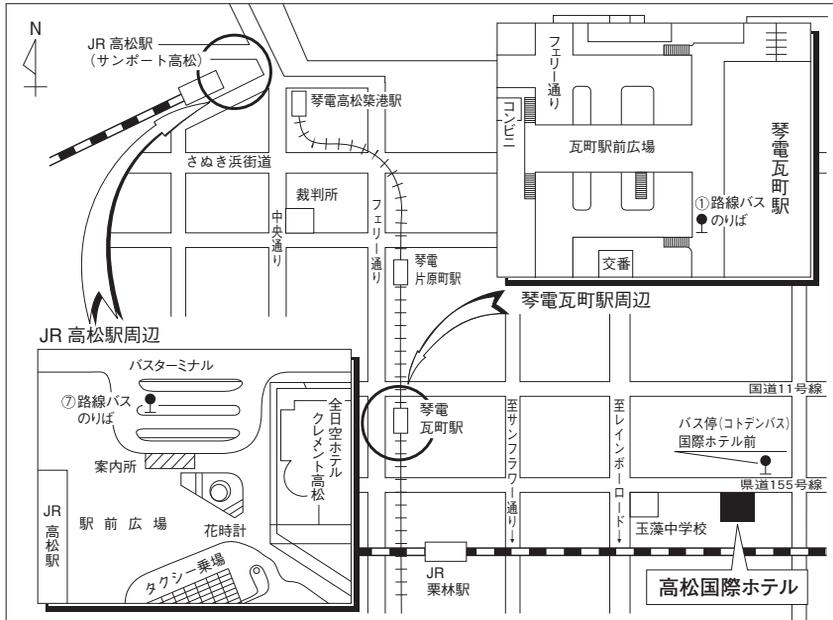
以上

## メ 毛 欄

## 第63回定時株主総会会場ご案内図

会場：香川県高松市木太町2191番地 1

高松国際ホテル 新館 2階 瀬戸の間



### ご参考 (交通手段)

#### ● コトデン路線バス

(庵治線 / 大学病院線 国際ホテル前下車)

JR 高松駅前⑦のりば 発車時刻 午前 9 時00分 午前 9 時20分

琴電瓦町駅①のりば 発車時刻 午前 9 時10分 午前 9 時30分

#### ● タクシー

JR 高松駅から15分 琴電瓦町駅から10分

#### ● 高松国際ホテルには、駐車場もございます。